

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 2 月 17 日

水 曜 日

第 4019 号

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定及び解除 2
- 新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189 条の規定による告示及び掲示 3

公 告

- 土地改良区の役員の就任 4

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第72号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成28年 2 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
矢波(2)	小矢部市矢波の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
高坂	小矢部市高坂の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第73号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成28年 2 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
矢波(2)	小矢部市矢波の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除
高坂	小矢部市高坂の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第74号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

高岡市土地改良区から申請のあった伊勢領地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成28年2月8日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年2月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

平成28年2月17日から

平成28年3月16日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

富山県告示第75号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成28年2月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山市山田鍋谷字赤松平105の1、105の7、字北平38の26、38の28、39の21、39の26、39の27、39の47、40の2、40の7、40の14、40の26、40の42、41の11、41の14、41の15、42の2、44の12、44の13、44の20、45の1、45の9、山田高

清水字屋ツ畑 2 から 4 まで、庵谷字大谷 11 の 4、13 の 5、13 の 7、13 の 9、13 の 10、17 の 6、19 の 12、19 の 14、19 の 16、21 の 21

2 所在が不明である通知の相手方

井上徳次、井上徳次郎、木本勝次、大本弘幸、後藤益江、清水昇治、土田佐久、土田正彦、永吉照子、樽本計介、樽本政信、平野久吉、村山秀雄、山崎喜与、山本外治

3 通知の内容

1 の森林について、平成 27 年 12 月 18 日富山県告示第 486 号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第 189 条による掲示

平成 28 年 2 月 2 日から富山市役所に掲示した。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の就任

小矢部川上流用土地改良区の役員に次の者が平成 28 年 2 月 3 日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 28 年 2 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	古 木 幸 雄	南砺市桐木 100 番地